

報告第4号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年3月23日提出

渋川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成31年1月29日午後1時ごろ、渋川市渋川1691番1地先市道中村新町線において、信号待ちのため停車していた[REDACTED]  
[REDACTED]氏運転の普通乗用車（[REDACTED]所有者同氏）に強風により折れ、落下した街路樹の枝が接触し、車両天井部、右サイドバイザー部等を破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月2日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費239,721円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

239,721円